

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定

障害福祉課
長寿社会課

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

【公安委員会】

- 警備業法に基づく検定
- 〃

生活安全企画課

【労働委員会】

- 岡山県労働委員会あつせん員候補者

労働委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十九年五月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス ストーリー中庄

2 所在地

倉敷市中庄三六〇五一二 モア式番館一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ライフレボリューション

2 主たる事務所の所在地

倉敷市上東九九六一一二

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六一八

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

スマイル

2 所在地

新見市高尾二四八八一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 風の音

2 主たる事務所の所在地
新見市新見八三七

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三五一〇〇〇〇一七

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

すたあと

2 所在地

玉野市奥玉一―一八―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間二二九一―五

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇〇九三

五 事業の種類別

児童発達支援

◎岡山県告示第二百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年五月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

タカヤ株式会社販売部クリエイト

2 所在地

岡山県井原市井原町六六一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

タカヤ株式会社

2 所在地

岡山県井原市高屋町三丁目九番地の七

三 指定年月日

平成二十九年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八七八

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県選管告示第三十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中「倉敷市水島北春日町四―三」を「倉敷市水島東千鳥町一―六〇」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第六十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（一級）	学科試験	平成二十九年八月十日（木曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十九年九月三日（日曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十条第三項第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年六月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千元

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第六十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年五月二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（二級）	学科試験	平成二十九年八月十日（木曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十九年九月十日（日曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年六月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四一〇一一 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十九年五月二日

岡山県労働委員会

会長 鷹取 司

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会		
				公益委員	労働者委員	委員
	鷹取 司	弁護士	平成28年11月28日			
	西田 和弘	岡山大学院法務研究科教授	平成28年11月28日			
	山田 加寿子	特定社会保険労務士	平成28年11月28日			
	妻鹿 安希子	弁護士 岡山大学院法務研究科准教授	平成28年11月28日			
	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	平成28年11月28日			
	宮本 ひとみ	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成28年11月28日			
	木下 幸男	運輸労連特別執行委員	平成28年11月28日			
	近藤 三千代	UJAゼンセン岡山県支部支部長	平成28年11月28日			
	阪口 林	連合岡山副事務局長	平成28年11月28日			
	古林 久和	自治労岡山県本部執行委員長	平成28年11月28日			

事務局長職員	使用		氏名	職名	任用年月日
	者	員			
事務局長職員	片山	浩子	中国精油株式会社顧問		平成28年11月28日
	小野	敏行	岡山県経営者協会専務理事		平成28年11月28日
	梶原	康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長		平成28年11月28日
	横山	圭介	横山石油株式会社代表取締役社長		平成28年11月28日
	石田	敦志	株式会社イシダ代表取締役		平成28年11月28日
	小倉	誠二	岡山県労働委員会事務局長		平成29年4月13日
	岡村	忠彦	岡山県労働委員会事務局次長		平成27年4月9日
中桐	幸一	岡山県労働委員会事務局総括参事		平成28年4月21日	